

# 東近江市高収益作物生産振興事業

## 野菜・果樹などの高収益作物の生産を支援します

東近江市では、水田等を高度に利用し、野菜等を周年栽培できる輪作体系の確立及び収益性の高い野菜、果樹、花き・花木などの高収益作物の生産振興に資するため、生産、出荷に必要な機械・施設の整備等にかかる費用の一部を補助する事業を行っています。



## 事業内容

事業区分	内容及び主な要件	補助率	補助対象者	補助上限
1 機械施設等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益作物の生産面積の維持・拡大や省力化のための機械施設等の整備</li> <li>事業費 : 税込30万円以上</li> <li>作付面積: 対象品目で10a以上かつ、前年度を維持すること</li> </ul>	2/10以内	認定農業者、営農組織	20万円
			その他の農業者	10万円
2 ハウス等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>高収益作物の生産用ハウスの新たな整備</li> <li>事業費 : 税込50万円以上</li> <li>施工面積: 2a以上</li> </ul>	2/10以内	認定農業者、営農組織	50万円
			その他の農業者	10万円
3 露地野菜用機械等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>露地野菜の生産面積拡大のための特定の機械設備等の整備(他の作物と汎用性があるものを除く)</li> <li>事業費 : 税込50万円以上</li> <li>作付面積: 露地野菜で30a以上かつ、前年度から拡大すること</li> </ul>	3/10以内	認定農業者	50万円
			複数の認定農業者で構成する営農組織	100万円
4 水稻育苗ハウス有効活用事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>水稻育苗ハウスを活用した高収益作物生産のための器具・資材等の整備</li> <li>事業費 : 税込10万円以上</li> <li>作付面積: 要件なし</li> </ul>	5/10以内	認定農業者	10万円
5 営農連携・機械化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>露地野菜の生産面積拡大や省力化のための農機具のレンタル及び農作業オペレーションの委託等</li> <li>対象は、本田での機械作業に係るもの(排水対策、畝立て、播種、定植、防除、収穫等)</li> <li>事業費 : 税込3万円以上</li> <li>作付面積: 露地野菜で30a以上かつ、前年度から拡大すること</li> </ul>	3/10以内	認定農業者	5万円
			(他の条件) <ul style="list-style-type: none"> <li>事故・故障時の責任負担を事前に取決めしていること</li> <li>実績報告時に、取組内容を証明できる書類を契約先から市に提出できること</li> </ul>	



(裏面に続く)

事業区分	内容及び主な要件	補助率	補助対象者	補助上限
6 水田野菜 作付面積 拡大推進 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田野菜のうち対象となる作物の作付面積を前年度よりも30a以上拡大し、3年間維持又は拡大するために必要な機械設備等の整備に係る経費</li> <li>・事業費：税込50万円以上</li> <li>・要件：令和6年度から新たに水田野菜生産拡大推進事業に取り組むこと。</li> </ul>	5/10 以内	認定農業者	100万円

※上記の他に、JAが機械施設を整備するための事業があります。



## 東近江市高収益作物生産振興事業の内容

項目	内容
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東近江市に住所を有する農業者、営農組織（農業者で組織する団体）、農業協同組合</li> <li>※申請時点で市税に未納が無い者に限ります。</li> </ul>
申請手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請関係書類を農業水産課まで提出してください。</li> </ul>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の補助事業で同じ機械設備の補助を要望されている場合は、申込を受付できません。</li> <li>・事業内容や状況により、補助金を配分できない場合や予算枠内での配分（案分）となることがあります。</li> <li>・補助率は、税抜事業費に対して算出します。</li> <li>・補助金の交付決定以降に発注し、令和7年3月末までに完了（機械施設の場合は設置）する事業が対象です。</li> <li>・交付決定後は、原則取下げできません。</li> </ul>
事業実施例	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>露地野菜用機械等整備事業 (キャベツ移植機の導入)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>水稻育苗ハウス有効活用事業 (ナスのポット栽培のための 灌水システムや液肥混入機)</p> </div> </div>
問合せ・ 提出先	<p>東近江市農林水産部農業水産課農業経営係（東近江市役所本館2階）  IP：050-5802-9020 TEL：0748-24-5561  FAX：0748-23-8291 E-mail：<a href="mailto:noshin@city.higashiomi.lg.jp">noshin@city.higashiomi.lg.jp</a></p>